

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

近畿財務局長 小宮 敦史



行政文書開示請求書（文書受付番号：総第40号）の補正について

令和3年12月16日付（令和3年12月17日受付）行政文書開示請求書については、下記事項について補正する必要がありますので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき、令和4年1月27日までに、別添の「補正の求めに対する回答書」に御記入の上、御返送願います。

なお、当該補正の要した日数は、法第10条第1項の規定により、開示決定等の期限（開示請求があった日から30日）には参入されないことを御承知おき願います。

記

開示請求の あつた行政 文書の名称 等	学校法人「森友学園」への国有地売却を巡る財務省決裁文書の改ざん問題に関する国家賠償請求において、令和3年12月15日付で請求の認諾をしたことに関して作成し、又は取得した文書（決裁文書、検討資料及び期日報告書を含むが、これに限らない。）
補正を要す る事項	<p>貴殿から提出された「行政文書開示請求書」には、請求する文書の名称等について上記のとおり記載されています。</p> <p>上記の記載のうち、「令和3年12月15日付で請求の認諾をしたことに関して作成し、又は取得した文書（決裁文書、検討資料及び期日報告書を含むが、これに限らない。）」との記載については、どこまでを含むのか、必ずしも明らかではありません。</p> <p>なお、本件訴訟については、財務本省において対応をしており、該当する可能性のある行政文書は、近畿財務局ではなく、財務本省において保管していると考えられますので、情報提供いたします。</p> <p>つきましては、別添のとおり補正されるか、そうでない場合は、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載（行政文書を作成した年月日、作成取得者、標題、記録されている情報の概要等）が必要となりますので、希望する行政文書を当方が把握・特定できるように請求する行政文書の個別具体的な名称等を別添回答書に御記入の上、令和4年1月27日（木）までに御返送願います。</p> <p>「文書の個別具体的な名称や作成年月日等」を知るすべとして、①標準文書保存期間基準と②行政文書ファイル管理簿を提示いたします。また、行政文書を特定するに当たり参考となる可能性のある情報として、③財務省では、「決裁文書の改ざん等に関する調査報告書について」と題し、調査報告書をHP上に公開しておりますので情報提供いたします。</p> <p>なお、①～③につきましては、以下のURLより参照ください。</p> <p>① 標準文書保存期間基準（財務省HPに掲載） https://www.mof.go.jp/procedure/disclosure_etc/disclosure/kanrikisoku/hozonkikan.html</p> <p>② 行政文書ファイル管理簿（e-Govに掲載） https://administrative-doc.e-gov.go.jp/servlet/Fsearch</p> <p>③ 決裁文書の改ざん等に関する調査報告書について（財務省HPに掲載）</p>

	<p>https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/20180604chousahoukoku.html</p> <p>また、行政文書の特定するに足りる事項が記載されていない場合は、「形式不備による不開示決定」となる場合があります。</p>
担当課等	総務部総務課 電話 06-6949-6390

補正の求めに対する回答書

(文書受付番号：総第 40 号)

令和4年1月13日付の補正の求めに対し、以下のとおり回答いたします。

※いずれかのボックスにレ点□を付したうえ、必要事項を御記入ください。

請求する行政文書の名称等を、「学校法人『森友学園』への国有地売却を巡る財務省決裁文書の改ざん問題に関する国家賠償請求において、令和3年12月15日の進行協議期日に被告国が認諾に係る準備書面を提出した際の決裁文書、内部説明資料及び期日報告書」に補正する。

※ この回答を選択された場合でも、不開示（不存在）となることが見込まれます。

本開示請求を取り下げる。

宛先を「財務大臣」に変更する。

※ 本開示請求を財務省に回送します。開示決定通知等は財務省から行います。

開示を希望する内容について、以下のとおりとする。

（請求される行政文書を当方が把握・特定できるように記入していただきますようお願ひいたします。）

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____